

東京大学総長特別表彰規則

令和元年11月7日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学総長特別表彰（以下「特別表彰」という。）について、必要な事項を定める。

(授与対象者)

第2条 特別表彰は、学術文化の発展など、社会に対する多大な貢献を通して、本学の名誉を高めた者に対し、総長が特に功績を称えることが適当とする場合に行うことができる。ただし、現に在籍する本学の教職員及び学生は、その対象としない。

(授与手続)

第3条 総長は、前条に該当した者を表彰しようとするときは、あらかじめ、役員会の議を経るものとする。

(表彰)

第4条 特別表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(庶務)

第5条 特別表彰に関する庶務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(実施に関し必要な事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、特別表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和元年11月7日から実施する。